

## フォローアップセミナー

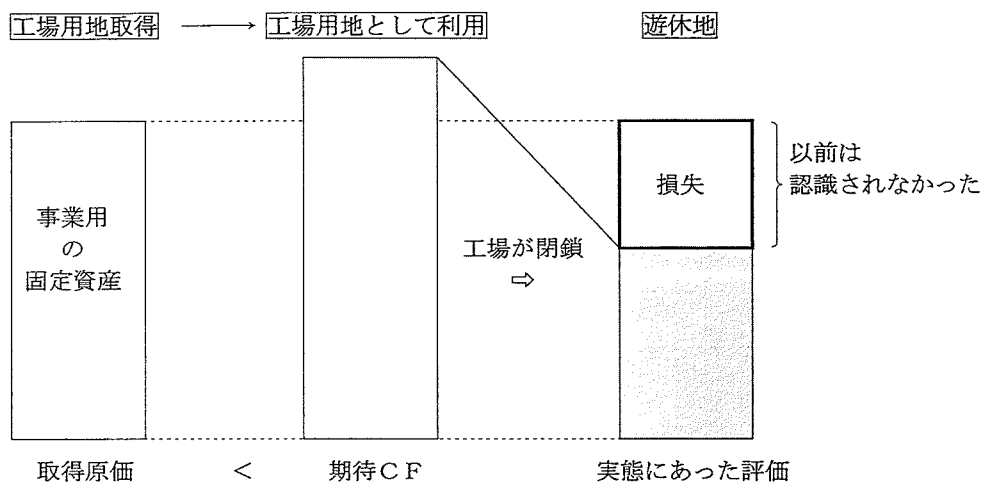
### 財務諸表論・重要理論リカバリー講義

#### 減損会計

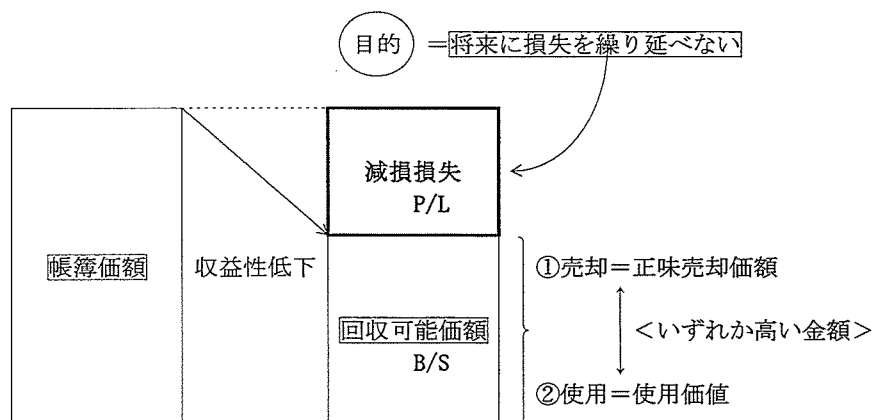
|                              | 理論テキストページ |
|------------------------------|-----------|
| (1) 減損処理とは .....             | 284       |
| ① 減損処理の意義                    |           |
| ② 減損会計の目的                    |           |
| (2) 減損処理と時価評価の相違 .....       | 288       |
| ① 減損処理と時価評価の相違               |           |
| ② 臨時償却との相違                   |           |
| (3) 「減損基準」における減損処理の問題点 ..... | 290       |

<メ モ>

## 1 減損会計導入前の問題点

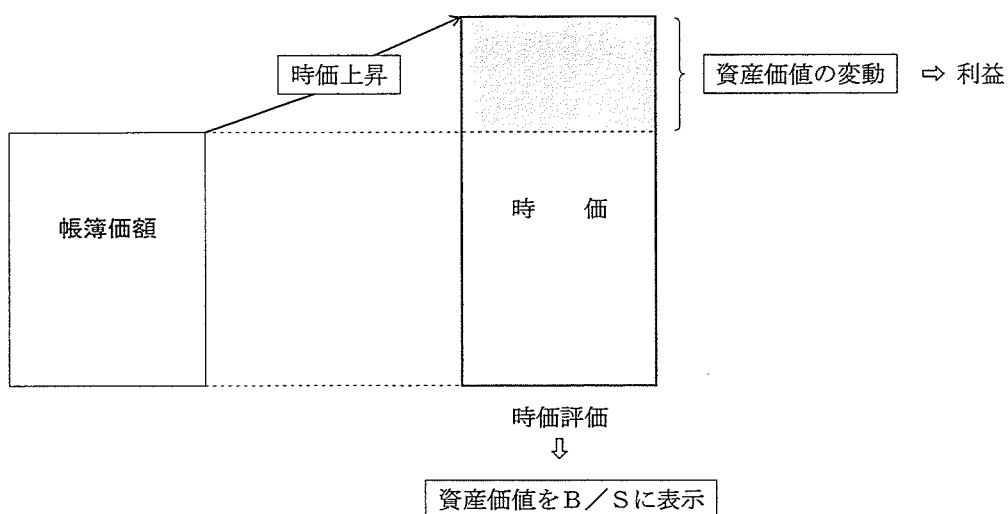


## 2 減損会計

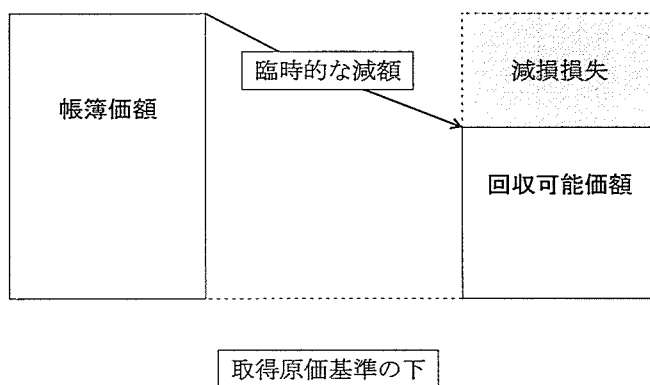


### 3 減損処理と時価評価の相違

#### (1) 時価評価



#### (2) 減損処理

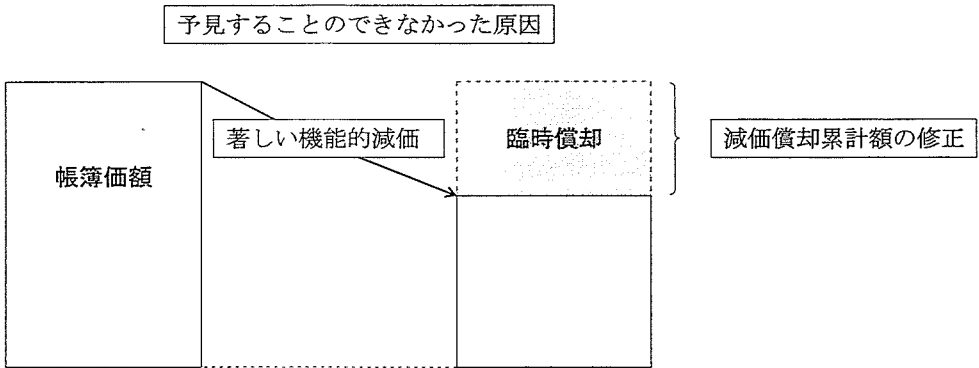


\* 取得原価基準の課題 (イメージ)

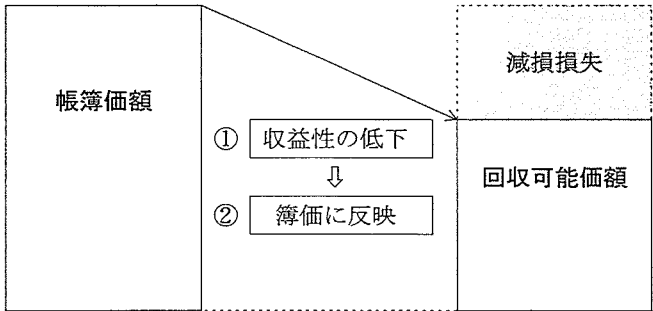
⇒ 取得原価をどのように費用化していくのか

4 臨時償却との相違

(1) 臨時償却



(2) 減損処理



5 減損処理・臨時償却・臨時損失

|     | 減損処理                 | 臨時償却                        | 臨時損失                 |
|-----|----------------------|-----------------------------|----------------------|
| 相違点 | 収益性の低下               | 予見×による外的要因<br>↓<br>著しい機能的減価 | 偶発的事情<br>↓<br>物質的な減失 |
| 共通点 | 取得原価基準のもとでの臨時的な簿価の減額 |                             |                      |

## 工事契約会計

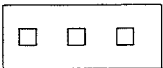
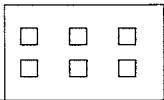
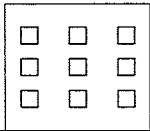
理論テキストページ

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| (1) 工事契約に係る認識 .....            | 3 6 6 |
| ① 工事契約に係る認識                    |       |
| ② 工事契約に係る認識の考え方                |       |
| ③ 成果の確実性                       |       |
| (2) 工事進行基準と工事完成基準 .....        | 3 7 0 |
| ① 工事進行基準                       |       |
| ② 工事完成基準                       |       |
| (3) 工事契約から損失が見込まれる場合の取扱い ..... | 3 7 2 |
| ① 工事契約から損失が見込まれる場合の取扱い         |       |
| ② 工事損失引当金計上の考え方                |       |

<メ      モ>

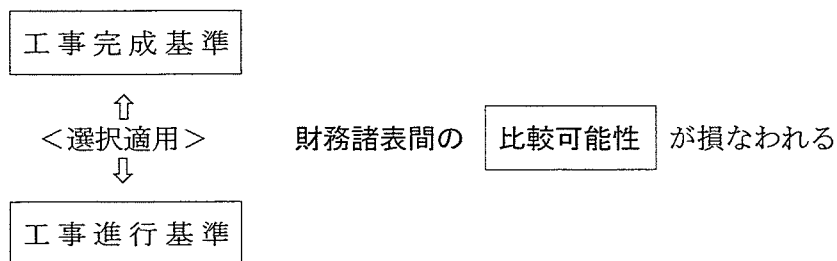
## ① 工事進行基準と工事完成基準のイメージ P 3 7 0

工事収益総額=3,000、工事原価総額=1,500、工期=3年

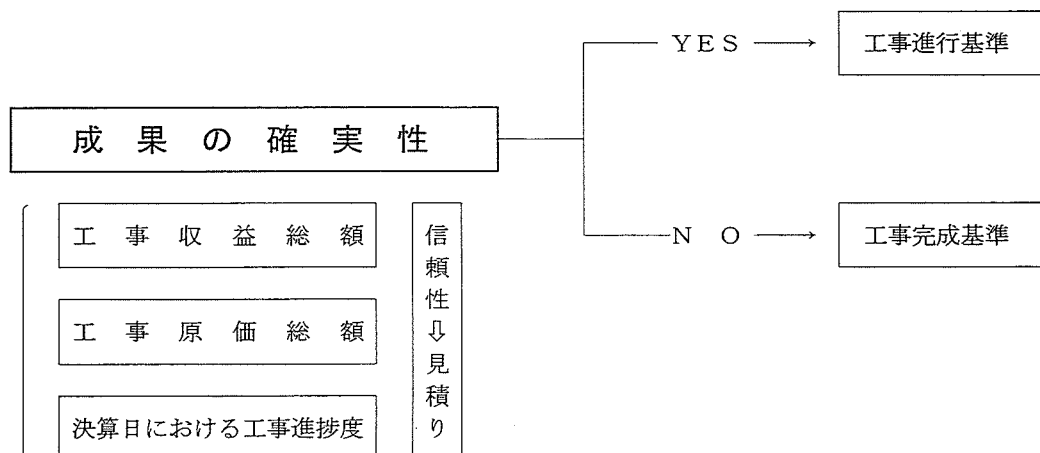
|        |    |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    |
|--------|----|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
|        |    |  |  |  |
|        |    | 1 期                                                                               | 2 期                                                                               | 3 期 (完成⇒引渡)                                                                        |
| 工事進行基準 | 収益 | 1,000                                                                             | 1,000                                                                             | 1,000                                                                              |
|        | 原価 | 500                                                                               | 500                                                                               | 500                                                                                |
| 工事完成基準 | 収益 | 0                                                                                 | 0                                                                                 | 3,000                                                                              |
|        | 原価 | 0                                                                                 | 0                                                                                 | 1,500                                                                              |

## ② 工事契約会計(平成21年4月1日～) P 3 6 6

(1) 従来(企業会計原則) P 6 0 ~ 6 1



(2) 工事契約会計 P 3 6 6



### 3 成果の確実性とは①～③を信頼性をもって見積ることが出来ること

#### ① 工事収益総額

- ・ 工事の完成見込が確実である
- ・ 契約において対価の定めがある

#### ② 工事原価総額

- ・ 適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しが行われる

#### ③ 決算日における工事進捗度

- ・ 見積方法＝原価比例法（＊）

#### （＊）原価比例法

決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度とする方法

### 4 引当金の計上要件と工事損失引当金 P 3 7 2

#### <引当金の計上要件>

- ① 将来の特定の費用又は損失
- ② 当期以前の事象に起因
- ③ 発生の可能性が高く
- ④ 金額を合理的に見積ることが出来る

#### <工事損失引当金>

- ⇒ 工事契約による損失
- ⇒ いずれの原因→過去の事象
- ⇒ 総原価＞総収益の可能性高
- ⇒ 金額を見積ることが出来る

基準

## 付録 ミニ・実力テスト穴埋め集（No.3－1～No.4－13）

### ミニテストNo.3－1（企業会計原則・貸借対照表原則一）

貸借対照表は、企業の〔①〕を明らかにするため、〔②〕におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。…

### ミニテストNo.3－3

「収益費用アプローチとは、企業の〔③〕（企業業績）を明らかにするため、収益・費用を重視する思考であり、企業の〔④〕を計算の重点とするものである。また、期間利益（純利益）は〔⑤〕と〔⑥〕の差額により計算される。」

「資産負債アプローチとは、企業の〔⑦〕を明らかにするため、資産・負債を重視する思考であり、企業の〔⑧〕を計算の重点とするものである。また、期間利益（包括利益）は資産と負債の差額である〔⑨〕から〔⑩〕を排除することにより計算される。」

### ミニテストNo.3－5（財務会計の概念フレームワーク）

財務報告の目的は、〔⑪〕による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような企業の財務状況の開示、具体的には企業投資の〔⑫〕（ストック）とその〔⑬〕（フロー）を開示することである。

### 実力テストNo.3－8（金融商品に関する会計基準）

『金融資産とは、一般的には市場が存在すること等により客観的な価額として〔⑭〕を把握できるとともに、当該価額により換金・決済等を行うことが可能なものである。このような金融資産については、原則として〔⑭〕で評価することが求められている。』

ミニテストNo.3－9（金融商品に関する会計基準）

売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は〔15〕をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。

(1) 評価差額の合計額を〔16〕に計上する。

実力テスト No.3－16（リース取引に関する会計基準）

ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を〔17〕することができないリース取引またはこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づきリース物件からもたらされる〔18〕を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる〔19〕を実質的に負担することとなるリース取引をいう。

（退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書四）

イ 企業年金制度に基づく退職給付においては、負債の計上にあたって外部に積み立てられた〔20〕を差し引くとともに、〔20〕の運用により生じると期待される収益を、退職給付費用の計算において差し引くこと

ロ 退職給付の水準の改訂及び退職給付の見積りの基礎となる計算要素の変更等により過去勤務債務及び〔21〕が生じるが、これらは、原則として、負債の計上にあたって差し引くとともに、一定の期間にわたり規則的に費用として処理すること

ミニテストNo.4－1（資産除去債務に関する会計基準）

資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、〔22〕と〔23〕を、関連する有形固定資産の〔24〕に加える。

資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、〔25〕を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に〔26〕する。

ミニテストNo.4－3（工事契約に関する会計基準）

工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について〔27〕が認められる場合には〔28〕を適用し、この要件を満たさない場合には〔29〕を適用する。

実力テストNo.4－6（工事契約に関する会計基準）

「企業会計原則」では長期請負工事に関する収益の計上については、工事進行基準又は工事完成基準のいずれかを選択適用することができるとされてきた。このため、同じような請負工事契約であっても、企業の選択により異なる収益等の認識基準が適用される結果、財務諸表間の〔30〕が損なわれる場合があるとの指摘がなされていた。こうした指摘を踏まえ、工事契約に関する収益認識の方法が検討されることになった。

（税効果会計に係る会計基準の設定について二）

…税効果会計を適用しない場合には、課税所得を基礎とした法人税等の額が費用として計上され、法人税等を控除する前の企業会計上の利益と課税所得とに〔a〕があるときは、法人税等の額が法人税等を控除する前の当期純利益と期間的に〔b〕せず、また、〔c〕の法人税等の〔d〕に対する影響が表示されないことになる。

ミニテストNo.4－7（事業分離等に関する会計基準）

分離した事業に関する投資が継続しているとみるか清算されたとみるかによって、一般的な〔e〕や〔f〕に伴う〔g〕と同様に、分離元企業において〔h〕が認識されない場合と認識される場合がある。

ミニテストNo.4－9（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

4 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、純資産の部は、〔i〕と〔j〕の各項目に区分する。

ミニテストNo.4－11（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

5 株主資本は、資本金、〔k〕及び〔l〕に区分する。

ミニテストNo.4－13（包括利益の表示に関する会計基準）

「包括利益」とは、ある企業の〔m〕の財務諸表において認識された〔n〕のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいう。

（注）解答は各自テキスト、ミニテスト等で確認すること。

<メ モ>